

## 治 癒 証 明 書 (医師記入)

西武台千葉中学・西武台千葉高等学校

年 組 番 氏名

---

病名 『 』

上記の者、症状も回復し集団生活に支障がない状態になったので登校可能とします。

**出席停止期間：平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日**

平成 年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医 師 名 \_\_\_\_\_ 印

学校は、子どもたちが集団で長時間過ごす場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐため、下記の感染症について治癒証明書の提出をお願いします。

子どもの健康回復状態が集団生活の可能な状態となつてからの登校であるようご配慮ください。

○医師が記入した治癒証明書が必要な感染症

感染症名	登校のめやす
麻疹 (はしか)	解熱後3日を過ぎてから
<b>インフルエンザ</b>	<b>発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで</b>
風しん	発しんが消失してから
水痘 (水ぼうそう)	すべての発しんが痂痂化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157, O26, O111等)	治療が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで

厚生労働省「2012年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン」より